

### 法人類型ごとのガバナンス比較

	公益法人		特定非営利 活動法人 (NPO法人)	中間法人 (有限責任中間法人)	営利法人 (株式会社)
	社団法人	財団法人			
最高意思決定機関	社員総会	1	社員総会	社員総会	株主総会
業務執行者	理事	理事	理事	理事	代表取締役
内部監督者 2	理事〔会〕	理事〔会〕	理事〔会〕	理事〔会〕	取締役会
内部監査者	監事	監事・(評議員)	監事	監事	監査役
外部監督者・監査者	主務官庁	主務官庁	所轄庁 (相当な理由等がある場合)	なし	会計監査人 (大会社のみ)

法律で規定された必置機関 =

法律で規定された任意機関 =

1 「機関」ではないが、財団法人には寄附行為があり、意思決定はすべて寄附行為に拠るものともいえる。

2 理事会は法律で規定のない任意機関